

新公審査答申（情）第14号  
令和5年9月27日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

平成31年3月11日付け、新男女第843号の2で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が平成31年1月31日付け新広聴第473号の2により行った一部公開決定は、公開請求に係る公文書が存在しないものと認められることから、これを取り消し、改めて非公開決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

平成31年1月16日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、新潟市長の指示を受け、「市長への手紙」の回答をしないとしているが、具体的に指示したことを示したもの（「市長への手紙」事務取扱要領（以下「本件要領」という。）以外の具体的指示したもの）（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成31年1月31日、実施機関は、本件請求文書を、「市長への手紙」一応供覧用紙（決裁用紙と別紙）（以下「本件対象文書」という。）と特定し、条例第6条第6号に該当するため一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年2月13日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

平成31年3月11日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、実施機関の弁明に対する意見書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は、下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

新潟市長の指示を受け、「市長への手紙」の回答をしないとしているが、具体的に指示したことを示したものを請求したが、公開されたものは、一応供覧用紙と本件要領であり、市長が具体的に指示したものではない。市長の指示を受けた日、その決裁内容を開示すべきで、請求したのは、供覧用紙ではない。

情報公開請求の求めに限りなく近いものと言っているが、公開した文書のどこに具体的指示があるのか。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本件請求が条例に基づく請求であることを考えると、審査請求人が求めるものは個人にかかる公文書と捉えることはできないが、「情報公開請求書」記載の「請求の内容」を見るに、審査請求人が求めるものは、審査請求人個人にかかる情報を含む文書と捉えることができ、実施機関では、審査請求人の求めに限りなく近いものとして当該公文書を特定し決定した。よって、本件請求文書の特定に瑕疵はないものと認識している。

なお、実施機関は、当該公文書の閲覧実施の際にも、本件対象文書特定の根拠について説明を行っている。

また、「市長への手紙」については、本件要領にその取り扱いを定め、処理方針についても本件要領に基づき取り扱っており、過去に審査請求人に対し、「市長への手紙」の回答の中で答えている。しかし、本件請求の内容に、本件要領以外の具体的指示したものと明記されていたため、当該「市長への手紙」にかかる供覧・処理方針伺および所管課対応報告について、市長が決裁したことのわかる文書を、審査請求人の求めに限りなく近いものとして特定した。

このとおり、処理方針については、本件要領の定めのほか、市長が「市長への手紙」を実際に拝見し決裁しているので、市長の指示を受けた取り扱いである旨弁明する。

次に、審査請求の理由にある「市長の指示を受けた日」は、当該公文書の決裁日がそれに当たり、当該公文書については開示したとおり決裁を受けているので、審査請求人の言う「決裁内容」は当該公文書一式のとおりであります。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書について、一部公開決定を行ったものの、審査請求人から、本件対象文書は一応供覧用紙と本件要領であり、市長が具体的に指示したものではないとして、決定の取り消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

### 2 本件決定の妥当性について

#### (1) 本件対象文書について

ア 実施機関の説明によると、本件請求文書の記載内容から、審査請求人が求めるものは、審査請求人個人にかかる情報を含む文書と捉えることができ、審査請求人の求めに限りなく近いものとして本件対象文書を特定したとのことである。また、本件対象文書は、市長が「市長への手紙」を実際に拝見し決裁しているので市長の指示を受けた取り扱いによるものとのことである。

イ しかし、審査請求人は、公開された文書は、一応供覧用紙と要領であり、市長が具体的に指示したものではない。市長の指示を受けた日、その決裁内容を公開すべきで、請求したのは供覧用紙ではないと主張している。

ウ したがって、上記ア・イより審査請求人が求めた本件請求文書と実施機関が特定した本件対象文書との間に相違があると認められる。

#### (2) 「市長への手紙」の対応方法について

当審査会は実施機関に対し、「市長への手紙」を受理してから回答するまでの処理の流れを確認したところ、「市長への手紙」についての取り扱いは、実施機関において本件要領及び新潟市事務専決規程（以下「専決規程」という。）に基づいて行っているとのことであった。

(3) そこで、当審査会は上記(2)の説明があったことから、本件要領及び専決規程を見分したところ、「市長への手紙」の回答をしないものについては、専決規程第3条「専決」に基づき、事務を所管する広聴相談課長によって、本件要領第4条「回答」第3号の「回答しないもの」の該当性を、市長の指示を受けることなく判断できることが確認できた。

(4) さらに実施機関に対し、本件対象文書のほかに、市長から「市長への手紙」の回答をしないと指示をした文書や確認した伺い等の公文書があるか確認したところ、本件対象文書のほかに、市長が指示をする旨の公文書はないとのことであった。

(5) 上記(1)から(4)を踏まえると、本件請求文書は存在せず、実施機関が特定した本件対象文書は本件請求文書とは言えないものと認められるため、実施機関の本件決定は取り消されるべきである。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 なお、本件請求における実施機関の対応について付言しておく。

実施機関は、本件請求に対し、本件請求書に記載されている内容の確認を行うこともなく漫然と文書の特定を行ったため、審査請求人の請求する文書と実施機関の特定した文書に齟齬が生じたものと思われる。

請求文書の特定については、請求者と可能な限り意思の疎通を図るなど、より一層の適正処理に努めるよう望むものである。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成31年 3月11日	実施機関の諮問書を受理
平成31年 3月26日	実施機関の弁明書を受理
平成31年 4月 1日	審査請求人の弁明に対する意見書を受理
令和 5年 5月16日	審査会開催（第1回）
令和 5年 6月 7日	審査会開催（第2回）
令和 5年 7月11日	審査会開催（第3回）
令和 5年 8月21日	審査会開催（第4回）
令和 5年 9月21日	審査会開催（第5回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子